

ヘルステック等製品化促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 自動車・半導体関連産業に続く新たな中核産業の創出を図るため、県内ものづくり中小企業が、今後成長が期待されるヘルステック等分野の製品開発や事業化に取り組む場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内ものづくり中小企業

ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第2項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。

イ 岩手県内に生産拠点又は開発拠点を有すること。

(2) ヘルステック等

医療、介護、福祉等の人の健康に係る課題を解決する機械器具、ソフトウェア及びそれらを使用したサービスで、その主たる機能を実現するために、デジタル技術又は特定ものづくり基盤技術を活用するものをいう。

(3) デジタル技術

次に掲げるものをいう。

AI、IoT、データ分析、クラウド、スマートフォン、ドローン／ロボット、ブロックチェーン、AR／VR、RPA、5G

(4) 特定ものづくり基盤技術

次に掲げるものをいう。

デザイン開発技術、情報処理技術、精密加工技術、製造環境技術、接合・実装技術、立体造形技術、表面処理技術、機械制御技術、複合・新機能材料技術、材料製造プロセス技術、バイオ技術、測定計測技術

(5) 製品開発

製品化のための設計、試作、評価などの一連の取組をいう。

(6) 事業化

事業として行うための認証取得、知的財産権活用、テストマーケティングなどの一連の取組をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
直接人件費、謝金、旅費、事務経費、委託費、使用料・手数料、外注費、原材料費、機械器具費、負担金、ソフトウェア開発費、認証等取得費、知的財産権経費	当該経費の2分の1に相当する額以内の額（千円未満は切り捨て）。ただし、1件あたり1,500千円を限度とする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の内容の著しい変更以外の変更とする。

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数のとおりとする。

（事業の遂行の状況に係る報告）

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、知事が指示する期日までに、ヘルステック等製品化促進事業遂行状況報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

（立入検査等）

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さねばならない。

（書類の整備等）

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあつては、当該処分

の制限期間) これを保存しなければならない。

(前金払)

第 10 知事は、必要があると認める場合は、補助金の 9 割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、ヘルステック等製品化促進事業費補助金前金払請求書(様式第 7 号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 11 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第 8 号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第 12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

別表（第12関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	添付書類	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	ヘルステック等製品化促進事業費補助金交付申請書	第1号	・事業計画書（別紙1） ・収支計画書（別紙2） ・その他知事が必要と認める書類	1部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	ヘルステック等製品化促進事業変更（中止、廃止）承認申請書	第2号	・事業計画書（別紙1） ・収支計画書（別紙2） ・その他知事が必要と認める書類	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から10日以内
規則第13条第1項の規定による書類	ヘルステック等製品化促進事業費補助金実績報告書	第3号	・事業実績書（別紙1） ・収支実績書（別紙2） ・その他知事が必要と認める書類	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
	ヘルステック等製品化促進事業費補助金請求（精算）書	第4号	・知事が必要と認める書類	1部	
規則第19条の規定による書類	財産処分承認申請書	第5号	・知事が必要と認める書類	1部	処分の必要が生じたとき

様式第1号（別表関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所
名称
代表者（職・氏名）

ヘルステック等製品化促進事業費補助金交付申請書

年度において、ヘルステック等製品化促進事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の事業計画名
- 2 補助事業に要する額 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 補助事業完了予定期日 年 月 日

（添付書類）

- ・事業計画（実績）書（別紙1）
- ・収支計画（実績）書（別紙2）
- ・その他知事が必要と認める書類

別紙 1 (別表関係)

事業計画 (実績) 書

1 申請者の概要

名称			
代表者名及び役職名			
住所			
本社所在地	(注) 上記住所と同一の場合は記載不要		
創業年月日	年	月	日
電話番号		FAX番号	
連絡者名及び役職名			
メールアドレス			
資本金(出資金)	千円	従業員	人
主たる業種	(日本標準産業類、中分類)		
主たる製品等			

2 申請事業の概要

(1) 事業計画名

(2) 事業の主たる実施場所

(3) 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

(4) 事業の概要

(5) 活用する技術

ア デジタル技術の場合 (該当するものに○印)

- (ア) AI (イ) IoT (ウ) データ分析 (エ) クラウド
 (オ) スマートフォン (カ) ドローン/ロボット (キ) ブロックチェーン
 (ク) AR/VR、(ケ) RPA、(コ) 5G

イ 特定ものづくり基盤技術の場合 (該当するものに○印)

- (ア) デザイン開発技術 (イ) 情報処理技術 (ウ) 精密加工技術 (エ) 製造環境技術
 (オ) 接合・実装技術 (カ) 立体造形技術 (キ) 表面処理技術 (ク) 機械制御技術
 (ケ) 複合・新機能材料技術 (コ) 材料製造プロセス技術 (サ) バイオ技術 (シ) 測定計測技術

(6) 他の補助金の交付（申請）状況

3 事業内容

(1) 製品開発等の具体的な取組内容

(注)事業を行う目的・手段について、工程ごとに見出しをつけつつ、不可欠な研究開発、材料や機械装置等を明確にしながらか具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載すること。

(2) 主な工程ごとのスケジュール

【事業実施期間】 年 月 日～ 年 月 日

工程	月	月	月	月

(3) 実施体制

(注)製品開発で実施する業務内容と、関わる関係者のそれぞれが担う役割を記載した実施体制図を簡潔に記した上で、外部機関等からの技術指導を受ける場合もその内容等を言及し、製品開発の実施過程で必要な技術等をどのように手立てするのかを具体的に記載すること。

(4) 事業効果

(注)事業の成果の実現により目指す会社経営の展開等を、具体的な取引先等に触れながら記載すること。

別紙2（別表関係）

収支計画（実績）書

1 収入

（単位：円）

区分	補助事業に要する経費	備考
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

2 支出

（単位：円）

補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	備考

（注）「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費のうちで補助対象となる経費」をいい、消費税は含まれないこと。

3 経費明細書

補助対象経費	仕様等詳細	単価	数量	補助事業に 要する費用	補助対象経費 (注)
内容					
直接人件費					
謝金					
旅費					
事務経費					
委託費					
使用料・手数料					
外注費					
原材料費					
機械器具費					
負担金					
ソフトウェア開発費					
認証等取得費					
知的財産権経費					
合 計				円	円

注) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費のうちで補助対象となる経費」をいい、消費税は含まれないこと。

様式第2号（別表関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

名称

代表者（職・氏名）

ヘルステック等製品化促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったヘルステック等製品化促進事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

（注1）変更の場合は、事業計画（実績）書（別紙1）及び収支計画（実績）書（別紙2）を添付すること。その際、変更前と変更後を容易に比較対称できるように、変更に係る部分について二段書きにし、変更後を括弧書きで上段に記載すること。そのほか、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合は、その関係書類を添付すること。

（注2）中止、廃止の場合は、「2 変更の内容」は記載不要。

様式第3号（別表関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

名称

代表者（職・氏名）

ヘルステック等製品化促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったヘルステック等製品化促進事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- ・事業計画（実績）書（別紙1）
- ・収支計画（実績）書（別紙2）
- ・その他知事が必要と認める書類

様式第4号（別表関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

名称

代表者（職・氏名）

ヘルステック等製品化促進事業費補助金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があったヘルステック等製品化促進事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

金 円

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 前金払受領済額 | 金 | 円 |

（添付書類）

・知事が必要と認める書類

様式第5号（別表関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

名称

代表者（職・氏名）

財産処分承認申請書

ヘルステック等製品化促進事業により取得した下記財産を処分したいので、岩手県補助金
交付規則により、承認を申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価 円

3 処分の方法

4 処分の理由

年 月 日

岩手県知事 様

住所
名称
代表者（職・氏名）

ヘルステック等製品化促進事業遂行状況報告書

年 月 日付け岩手県指令も第 号で補助金の交付の決定の通知があったヘルステック等製品化促進事業について、ヘルステック等製品化促進事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、年 月 日現在における遂行状況を次のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 補助対象物件等の状況

補助対象経費	仕様	単位	数量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	入手年月日	支払年月日	補助金交付決定額(円)	備考

(注1) 申請書の内容説明書と対応させて製品試作等の経過とその成果を簡明に記入すること。

(注2) 事業計画の工程と実績とを比較して、遅速のある場合はその理由を記入すること。

(注3) 自家製造の場合においては、この表中「発注」年月日とあるのは「着手」と、「入手」とあるのは「完成」と読み替えること。

様式第7号（第10関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住所

名称

代表者（職・氏名）

ヘルステック等製品化促進事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令も第 号で補助金の交付の決定の通知があったヘルステック等製品化促進事業について、補助金の前金払を受けたいので、ヘルステック等製品化促進事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

金 円

1	交付決定額	金	円
2	前回までの受領済額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	差引残額	金	円
5	理由		

[振込先金融機関等]

(1) 振込先

(2) 口座番号

(添付書類)

支払計画書（任意様式）

年 月 日

岩手県知事 様

住所
名称
代表者（職・氏名）

年度消費税等仕入控除税額報告書

ヘルステック等製品化促進事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1 補助金額	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び 地方消費税額に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（上記3の額から上記2の額を引いたもの）	円

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（注2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税額に係る仕入控除額による減額等の対象額ではない。